

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第二条中「学校以外の」を削り、「以下「教育機関」という」を「学校及び橿原考古学研究所を除く」に改める。

第三条第二項を削る。